

# 地方独立行政法人 Q & A

福岡市は、こども病院・感染症センターと市民病院の2病院を経営する地方独立行政法人を平成22年4月に設立する準備を進めています。  
地方独立行政法人に関する疑問にお答えします。

## Q1. 地方独立行政法人とは何ですか？

### A1.

地方独立行政法人（以下、法人）は、住民のために確実に実施されることが必要な事業で、民間にゆだねた場合に必ずしも実施されないおそれがあるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的に、地方公共団体が設立する法人です。

## Q2. どうして法人に移行する必要があるのですか？

### A2.

市立病院は、これまでも経営改善に努めてきましたが、依然として赤字が続く状況で、一層の経営効率化と財政健全化による経営基盤強化が求められています。

しかし、現在の市立病院の経営形態では、人事・予算等の弾力的な運用にかかる権限が現場の責任者である病院長には付与されておらず、自律的な病院経営が困難なため、これまで以上の経営改善を図るには限界があります。

医療制度改革や医師不足など病院を取り巻く環境の変化に対応し、市立病院としての役割を担っていくためには、状況の変化に迅速かつ柔軟な対応ができる法人への移行が必要です。

## Q3. 法人移行後、市はどのように関与するのですか？

### A3.

市は、市立病院として担うべき医療の提供や医療サービスの向上、経営効率化などについて、3年から5年の期間で法人が達成すべき目標（中期目標）を議会の議決を経て策定し、法人に対して指示します。法人はその目標を達成するための計画（中期計画）を策定し、市の認可を受けます。毎年の事業実績や目標の達成状況は市の附属機関として新たに設置する評価委員会の評価を受け、結果が公表されます。また、計画を実行するために必要な費用は、これまで同様に市が負担します。

#### **Q4. 評価委員会とは何ですか？**

##### **A4.**

評価委員会とは、地方独立行政法人の業務実績に関する評価を専門的、客観的かつ中立公正に行うため、市の附属機関として設置されるものです。市が中期目標を策定する際や中期計画の認可を行う時に意見を聴くよう義務づけられているほか、各事業年度や中期目標期間の業務実績の評価を行い、法人に対して業務運営の改善勧告を行うなど重要な役割を担います。

#### **Q5. 中期目標とはどのようなものですか？**

##### **A5.**

中期目標とは、市長が法人に対して指示する3年から5年の期間で達成すべき業務運営に関する目標です。

提供する医療の内容や業務・サービスの質向上に関すること、業務改善・効率化に関すること、経営改善に関することなどが規定されます。

中期目標を策定する時は、評価委員会の意見を聴き、議会の議決を得ることが必要です。

#### **Q6. 中期計画・年度計画とは何ですか？**

##### **A6.**

中期計画は、市から指示された中期目標を達成するためにとるべき措置や予算、収支計画などを定めた法人の事業計画です。中期計画は、市の認可を受けなければいけません。

また、中期計画に基づいて、年度ごとに実施する事項等を定めたものが年度計画です。年度計画は市に届け出、公表することになっています。

#### **Q7. 法人に移行したらどんなメリットがあるのですか？**

##### **A7.**

法人に移行すると、現場の状況をもっともよく把握している病院で迅速な意思決定を行うことが可能になり、医師、看護師等の増員などにより、市民や患者のニーズに柔軟に対応した医療・サービスの提供ができるようになります。また、多様な契約手法の導入などにより、より一層の経営効率化を図ることができます。

**Q8. 採算のために市民に必要な医療が廃止されるのではないですか？**

**A8.**

法人に移行しても、市立病院であることに変わりありません。

これまで市が行ってきた小児医療、救急医療、高度医療などの市民に必要な医療は、法人に対して中期目標で指示を行い、採算が取れなくても必要な医療に対する費用は、これまでどおり市が負担していくため、不採算医療の切り捨てという状況は生じません。